

2 便 所

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
車いす使用者用便所	(一) 利用者の用に供する便所を設ける場合にあつては、その1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、1の部6の項(一)および(二)に定める構造であること。	・ 28ページ参照
小便器	(二) 利用者の用に供する便所に男子用小便器を設ける場合にあつては、その1以上は、1の部6の項(三)に定める構造のものであること。	・ 28ページ参照